

被ばく医療研修認定委員会 活動報告

令和 3 年 3 月

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

高度被ばく医療センター

目次

1.	はじめに	1
2.	被ばく医療研修認定委員会設置の経緯	2
3.	被ばく医療研修認定委員会の目的	3
4.	被ばく医療研修認定委員会の委員リスト	4
5.	委員会開催実績	5
5.1.	平成 31 年度第 1 回被ばく医療研修認定委員会	5
5.2.	平成 31 年度第 2 回被ばく医療研修認定委員会	6
5.3.	令和 2 年度第 1 回被ばく医療研修認定委員会	6
5.4.	令和 2 年度第 2 回被ばく医療研修認定委員会	6
5.5.	令和 2 年度第 3 回被ばく医療研修認定委員会	7
5.6.	令和 2 年度第 4 回被ばく医療研修認定委員会	7
6.	研修制度	8
6.1.	研修制度の概要	8
6.2.	認定基準	9
6.3.	認定審査のプロセス	10
6.4.	標準テキストの承認	12
6.5.	ステップアップの方針	13
6.6.	研修制度と被ばく医療研修ポータルサイト	14
6.7.	過去歴の取り扱いと移行措置	14
7.	各研修の目的、対象者等	16
8.	運用規程	19
9.	各種様式	31
10.	まとめと次年度の展望	46

1. はじめに

原子力災害時の医療に関する研修の体系化、標準化を目的に、平成 31 年度（2019 年度）に量研機構高度被ばく医療センターに「被ばく医療研修認定委員会」が設置された。本報告書は、平成 31 年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけてこの委員会での討議内容、決定事項にて報告するものである。

2. 被ばく医療研修認定委員会設置の経緯

平成 30 年（2018 年）に国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、地方公共団体等が行なっている研修について、研修内容の重複、対象者のミスマッチ等が生じており、研修を整理・体系化し、効率的・効果的な人材育成を行うことが必要であると原子力規制庁により示された¹。そこで、原子力災害時の医療に関する研修について、研修内容の標準化、体系化、効率化、人材育成の高度化、原子力災害時の医療に携わる人材の一元管理を検討し、標準テキスト、研修の体系化を作成するために、放射線対策委託費

（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）放射線安全規制研究推進事業として、「包括的被ばく医療の体制構築に関する調査研究」が平成 30 年（2018 年）より 3 年間実施された。この研究事業により提案された標準テキスト、研修の体系化、効率化、人材育成の高度化を新たな研修制度として運用し、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、地方公共団体等が実施する原子力災害医療の研修について、質を担保する目的で、「被ばく医療研修認定委員会」（以下、認定委員会）が、量研機構高度被ばく医療センターに設置された。

認定委員会では、提案された研修体系、標準テキスト、運用案をもとに、研修制度を設計し、運用細則、研修の認定基準、修了基準、講師資格等を議論し、決定した。この新たな研修制度は、令和 3 年度より運用されることとなっている。

なお、本委員会は、原子力規制庁からの高度被ばく医療支援センター委託事業により運営されている。

¹ 原子力規制庁；平成 30 年度第 3 回原子力規制委員会 資料 1 「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性について、平成 30 年 4 月 18 日

3. 被ばく医療研修認定委員会の目的

令和元年（2019 年）に、原子力規制庁の原子力施設等防災対策委託費により実施する原子力災害医療に関する研修の制度に資するため、高度被ばく医療センターに「被ばく医療研修認定委員会」が設置された。

この委員会の所掌業務は以下である。

- (1) 研修及び研修コース認定の基準を定めること
- (2) 受講者の研修修了認定の基準を定めること
- (3) 研修を行う講師の資格を定めること
- (4) 研修主催者から申請される研修を認定すること
- (5) 受講者の研修修了を認定すること
- (6) 標準テキストを承認すること
- (7) その他委員長が必要と認める事項

これらの所掌業務を実施するにあたり、「被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め」および「被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め(細則)」が認定委員会で定められている。

これにより、原子力災害医療研修は、研修そのものの質や修了認定が担保されることで、主催する機関や開催施設によるばらつきがなく、全国各地で統一的な研修を提供することが可能となる。

また、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（原子力規制庁 平成 30 年 7 月 25 日全部改正）において示されている各施設の医療体制、教育研修を、認定委員会が所掌する研修制度により補完するものである。

4. 被ばく医療研修認定委員会の委員リスト

令和3年3月末時点

	委員氏名	所属
委員長	安田 仲宏	福井大学 附属国際原子力工学研究所 原子力防災・危機管理部門 教授
委員長代理	富永 隆子	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門 高度被ばく医療センター 放射線緊急事態対応部 グループリーダー
	井瀧 千恵子	弘前大学大学院保健学研究科・教授
	石川 徹夫	福島県立医科大学 医学部放射線物理化学講座・教授
	宇佐 俊郎	長崎大学病院 国際ヒバクシャ医療センター 准教授
	数藤 由美子	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門 高度被ばく医療センター 計測・線量評価部 グループリーダー
	杉浦 紳之	公益財団法人原子力安全研究協会 理事長
	武田 聡司	国立病院機構東埼玉病院 放射線科 診療放射線技師長
	土岐 邦彰	公益財団法人原子力安全技術センター 放射線安全部 特任参事
	廣橋 伸之	広島大学 原爆放射線医科学研究所 放射線災害医療研究センター 放射線災害医療開発研究分野・教授
	吉村 崇	大阪大学 放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター・教授

5. 委員会開催実績

認定委員会では、設立当初より、所掌業務について議論を行い、「被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め」および「被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め(細則)」として反映した。平成31年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)に開催した委員会の実績を示す。設置から令和3年3月末までに認定委員会で定めた項目は以下である。

【定めた項目】

- (1) 研修体系の確定
- (2) 申請様式(1～6)の確定(基礎研修、中核人材研修、派遣チーム研修)
- (3) 認定基準の確定(基礎研修、中核人材研修、派遣チーム研修)
- (4) 認定委員会の運用に関する取決めとその細則の決定
- (5) 認定審査のプロセスの確定
- (6) 標準テキストの承認(基礎研修、中核人材研修、派遣チーム研修)

また、委員会の開催以外に、令和2年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費)放射線安全規制研究推進事業「包括的被ばく医療の体制構築に関する調査研究」で実施された複数の研修のウェブ配信を視聴し、標準テキスト、研修内容、オンライン研修の可能性等について検討する機会もあり、委員会での議論に反映した。

【ウェブ配信された研修】

- (1) 原子力災害医療中核人材研修
- (2) 原子力災害医療派遣チーム研修
- (3) オンライン原子力災害医療基礎研修
- (4) オンライン原子力災害医療派遣チーム研修
- (5) オンライン講師養成研修

5.1. 平成31年度第1回被ばく医療研修認定委員会

【開催日】令和2年3月16日(月) 13:00 ～ 17:00

【開催場所】31 Builedge 八重洲 会議室A

東京都中央区八重洲 2-7-2 八重洲三井ビルディング 3階

【参加者】委員9名(うち量研2名)、オブザーバー2名(原子力規制庁)

その他出席者8名

【議題】

- ・委員会設置の背景について

- ・被ばく医療研修認定委員会について
- ・被ばく医療研修管理システムについて
- ・認定基準について
- ・研修主催者からの認定申請様式について
- ・研修修了の有効期限等について
- ・過去データの取扱いについて
- ・令和２年度研修の経過措置について
- ・研修受講によるインセンティブについて
- ・修了証書の様式について
- ・その他

5.2. 平成 31 年度第 2 回被ばく医療研修認定委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

5.3. 令和 2 年度第 1 回被ばく医療研修認定委員会

【開催日】 令和 2 年 10 月 28 日

【開催方式】 ウェブ会議（WebEx）

【参加者】 委員 10 名（うち量研 1 名）、オブザーバー 4 名（原子力規制庁）
その他出席者 5 名

【議 題】

- ・前回議事概要案の確認について
- ・第 1 回開催以降現在までの研修をとりまく状況について
- ・基礎研修の申請様式について
- ・今後の委員会のスケジュールについて
- ・運用に関する取決め等について
- ・その他

5.4. 令和 2 年度第 2 回被ばく医療研修認定委員会

【開催日】 令和 2 年 12 月 25 日

【開催方式】 ウェブ会議（WebEx）

【参加者】 委員 8 名（うち量研 1 名）、オブザーバー 2 名（原子力規制庁）
その他出席者 6 名

【議 題】

- ・前回議事概要案の確認について
- ・研修制度について（修了証の有効期限とステップアップの考え方、研修開催の流れ）

- ・過去研修の取り扱いについて
- ・申請等の様式について
- ・オンライン基礎研修の認定について
- ・運用規定の改訂について
- ・報告事項（事務局より）
- ・その他

5.5. 令和２年度第３回被ばく医療研修認定委員会

【開催日】令和３年３月２日

【開催方式】ウェブ会議（WebEx）

【参加者】委員８名（うち量研１名）、その他出席者６名

【議 題】

- ・前回議事概要案の確認について
- ・申請等の様式について
- ・講師資格について
- ・報告事項（事務局より）
- ・その他

5.6. 令和２年度第４回被ばく医療研修認定委員会

【開催日】令和３年３月３０日

【開催方式】ウェブ会議（WebEx）

【参加者】委員○名（うち量研○名）、オブザーバー○名（原子力規制庁）、その他出席者○名

【議 題】

- ・前回議事概要案の確認
- ・申請研修の審査
- ・標準テキストの承認
- ・メール審議の進め方について
- ・過去研修リストについて
- ・施設要件の修正について
- ・今年度の成果の整理について
- ・報告事項
- ・その他

6. 研修制度

6.1. 研修制度の概要

「包括的被災者医療の体制構築に関する調査研究」事業で研修の体系化が検討され、提案され、認定委員会で検討した結果、研修制度として以下が決定された。

- (1) 研修のレベルを基礎、専門、高度専門の3つに区分する。
- (2) 基礎研修は、「原子力災害医療基礎研修」がある。
- (3) 専門研修は、「原子力災害医療中核人材研修」があり、その上位研修として「原子力災害医療派遣チーム研修」「ホールボディカウンター（WBC）研修」「簡易甲状腺計測研修」がある。
- (4) 高度専門研修は、「高度専門被災者医療研修」「講師養成研修」「体外計測研修」「バイオアッセイ研修」「染色体分析研修」がある。
- (5) 専門研修の受講には、基礎研修の修了、高度専門研修の受講には、専門研修の修了が必要である。
- (6) 全ての研修は認定委員会が承認した標準テキストを使用することを原則とする。
- (7) 研修の認定基準、修了基準を認定委員会が定める。
- (8) 研修の認定申請に基づき認定委員会が各研修および修了者を当研修制度の研修、修了者として認定する。
- (9) 各研修にはコースコードを付与する。コードは、基礎研修が100番台、専門研修の被災者医療研修が200番台、専門研修としての原子力災害医療派遣チーム研修、WBC研修、甲状腺簡易計測研修が300番台、高度専門研修が400番台とする。
- (10) 修了番号は、開催年度、開催道府県、コースコードの組み合わせにより付与し、識別が可能となる。

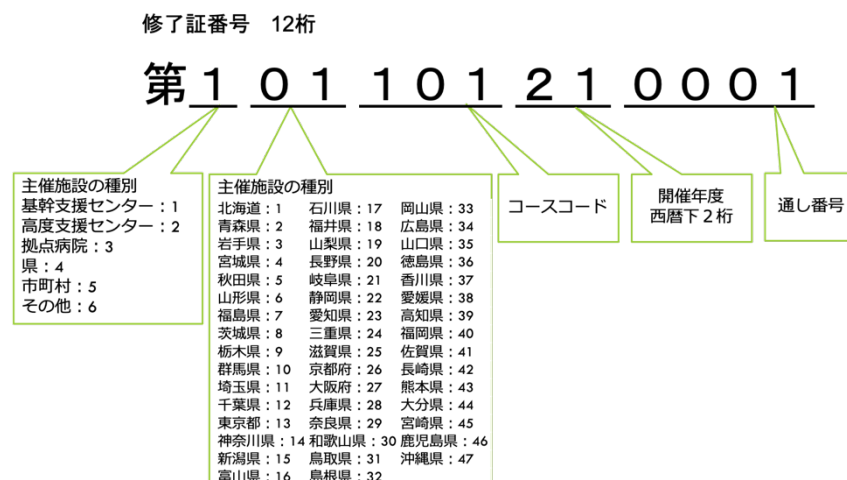
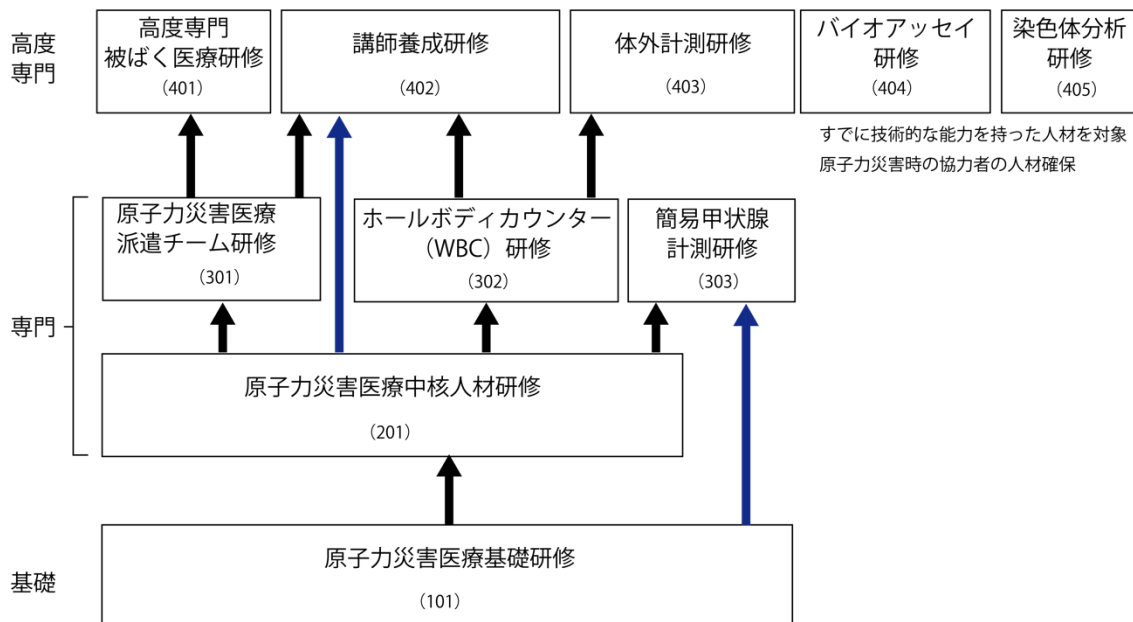


図 6-1 修了証番号

区分



() 内の数字はコースコード

図 6-2 研修体系化

6.2. 認定基準

認定委員会では、各研修の認定の基準を設定した。認定の基準は、研修開催機関、研修開催責任者、受講料、資料の保管、研修内容（講義項目、実習の有無と内容、机上演習の有無と内容）、標準テキストの使用、講師資格、修了基準の項目からなる。これらの認定基準は、「被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め」および「被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め(細則)」に示す。

オンラインでの研修については、受講状況の確認の手段、実習や机上演習の実施方法が整理されていないことから、現時点では、座学のみで構成される原子力災害医療基礎研修だけを、Live 配信によるオンラインでの研修として認定することとなった。今後、受講状況の確認や習熟度確認、実習と机上演習のオンラインでの実施方法が確立され、対面・集合での研修と同程度の学習効果が得られることが確認されれば、他の研修についてもオンラインでの開催についても認定委員会で検討し、認定基準を設定することとする。

6.3. 認定審査のプロセス

研修の認定審査は以下の手順で実施する。各様式は細則にて別添とする。

- (1) 研修主催者が申請書（様式 1）と講師リスト（様式 2）を記入し、事務局へ提出する。
- (2) 事務局が様式 1 及び 2 を確認し、内容に不備が無ければ委員会で審議する。
- (3) 委員会で研修の審査を行い、事務局から研修主催者へ研修認定結果通知書（様式 3）を返送する。（2 と 3 については 3 日間から 14 日間で実施することと定めた）
- (4) 認定の場合、研修主催者は研修管理システムへ研修の内容を登録し、受講者を集め、研修を実施する。研修実施後、研修主催者は実施報告書（様式 4）を記入し、事務局へ提出する。
- (5) 事務局が様式 4 を確認し、内容に不備が無ければ委員会で審議し、研修主催者へ修了認定結果通知書（様式 5）を返送する。
- (6) 研修主催者は様式 5 に記載された修了証番号を研修管理システムに登録し、修了証書（様式 6）を受講者へ送付する。

研修開催の相関図

赤字は紙媒体、電子媒体で実施
緑字は被ばく医療研修ポータルサイト利用

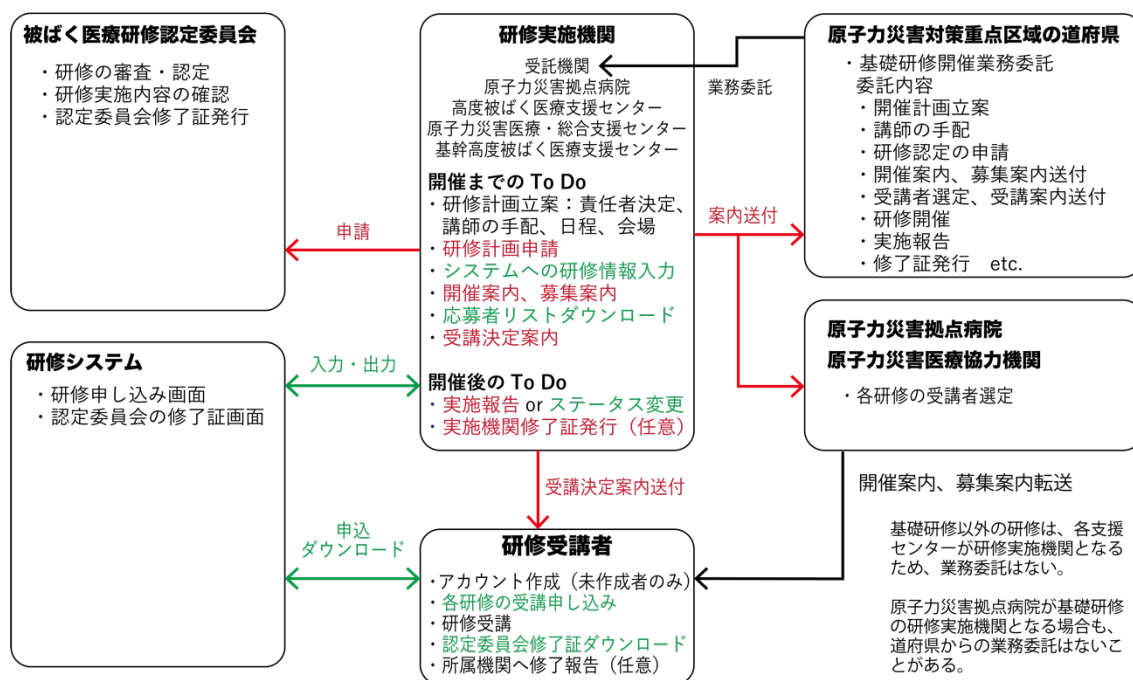


図 6-3 研修開催に関する関係機関と実施項目の相関図

なお、認定委員会のメール審議は下記の手順で実施する。

- (1) 事務局に研修主催者から申請書類が届く。
- (2) 事務局で申請書類を確認し、申請内容に不備が無いか確認する（不備があれば差し戻し）。

- (3) 申請内容に不備が無ければ、各委員へメールで審議依頼を行う。
- (4) 各委員は申請内容を確認し、3 営業日以内に可否の返答を行う。
- (5) 事務局で委員の意見を集約し、問題があれば委員長に確認する。
- (6) 委員の返答が「認定」であれば事務局から研修主催者へ研修認定結果通知書(様式3)で通知する。
- (7) 委員の返答が「修正の上で認定」であれば事務局から研修主催者へ研修認定結果通知書(様式3)で通知する。
- (8) 委員の返答が「却下」であれば事務局から研修主催者へ研修認定結果通知書(様式3)で通知する。

メール審議については、事務局から各委員への審議の依頼は毎週金曜日の午前中に送付することとする。回答は祝祭日が無ければ翌週水曜日の12時までとする。

6.4. 標準テキストの承認

「包括的被ばく医療の体制構築に関する調査研究」事業で作成され、本認定委員会に提案されたテキスト（表）を、令和2年度に開催された原子力災害医療に関する研修での使用を確認すること、および各委員が内容を確認し、標準テキストとして承認した。これらの標準テキストは、量研機構高度被ばく医療センターのWebページからダウンロードが可能である。

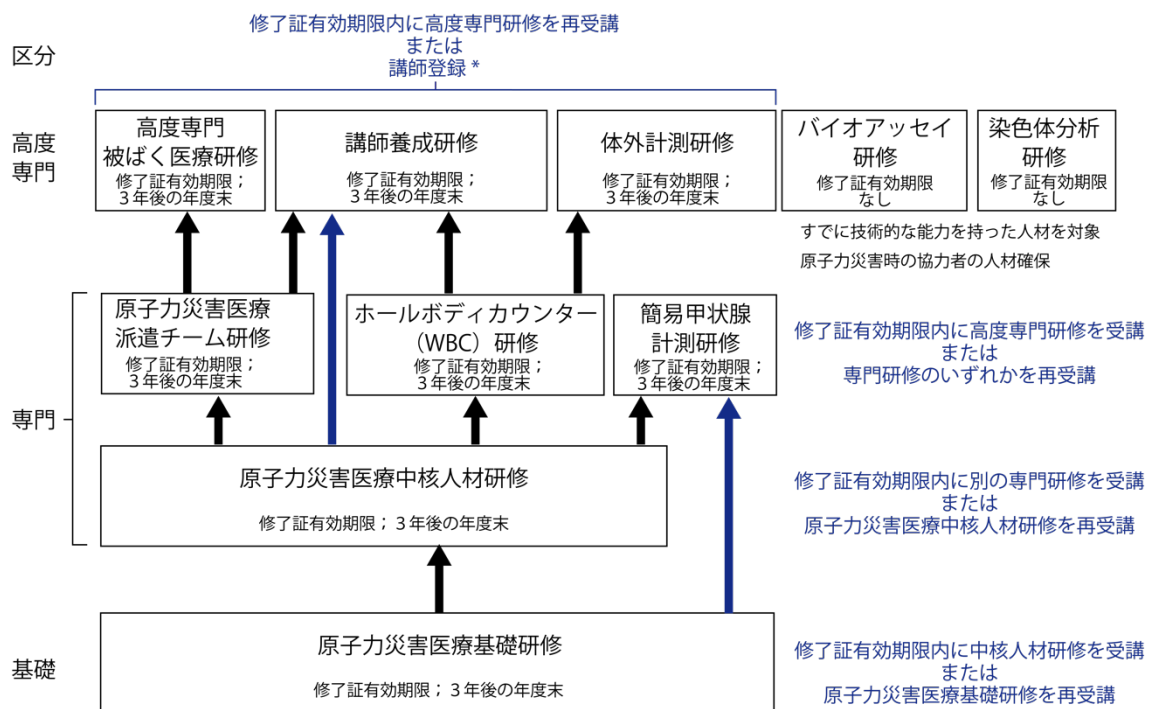
表 6-1 提案された標準テキスト一覧

テキスト	
原子力災害医療基礎研修	
1	原子力防災体制
2	放射線の基礎
3	放射線の影響
4	放射線防護
5	汚染検査・除染
6	安定ヨウ素剤
7	避難退域時検査
8	避難と屋内退避の支援
原子力災害医療中核人材研修	
1	医療機関の原子力災害対策
2	医療機関での初期対応
3	放射線障害の診断と治療
4	外部被ばくと内部被ばくの線量評価
5	原子力災害時のメンタルヘルス
6	放射線管理要員の役割
7	原子力災害事例
原子力災害医療派遣チーム研修	
1	原子力災害医療派遣チーム
2	原子力災害医療派遣チームの活動
3	原子力災害時のリスクコミュニケーション
専門研修 WBC・甲状腺	
1	線量評価の概念
2	体外計測法
3	バイオアッセイ法
4	公衆の線量評価
5	原子力災害対応
6	甲状腺簡易検査
7	実習ハンドアウト

6.5. ステップアップの方針

原子力災害医療に関する研修は基礎、専門、高度専門の3つの区分からなり、基礎からステップアップする体系である。研修制度としては、各研修の修了証の有効期限を修了年度から3年後の年度末とし、有効期限内に同じ研修もしくは上位の研修を受講修了することで、研修体系化の研修受講歴があるものとする。

また、講師養成研修修了後には、本研修制度の講師として認定、登録し、研修での指導歴として3年で最低3回以上の指導歴を有することで、講師資格を更新する。



* 講師は直近3年間で講師経験を3回以上の研修で経験すること

図 6-2 研修体系化での有効期限とステップアップの方針

6.6. 研修制度と被ばく医療研修ポータルサイト

研修に関する情報の管理のため、量研機構高度被ばく医療センターは、被ばく医療研修ポータルサイト（研修管理システム）を運営している。このサイトでは、各研修の募集と申し込み、修了証のダウンロードが可能である。またこのサイトは研修管理システムとして、実施した研修に関する情報（研修実施機関、日時、研修内容、講師等）、受講者の情報（受講歴）、講師の情報（講師履歴）の情報を管理する。道府県、基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センターはこの情報にアクセスすることができる。現時点では、研修の認定は、認定委員会事務局への申請であり、このサイトからの申請はできない。

研修情報管理

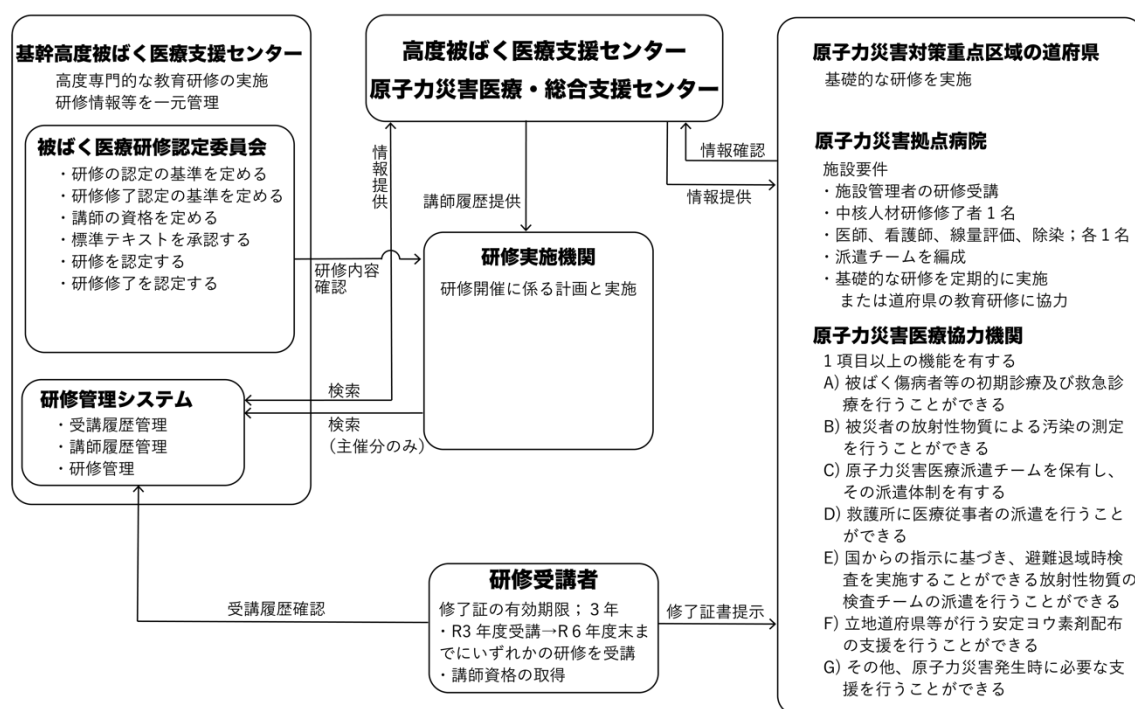


図 6-3 研修情報に関する相関図

6.7. 過去歴の取り扱いと移行措置

過去に受講した研修の経験を生かすため、平成26年度から令和2年度までに開催された基礎研修、中核人材研修、派遣チーム研修は一律有効期限を令和5年度末とし、この研修制度の移行期間とする。

また、平成26年度から令和2年度までに開催された基礎研修、中核人材研修、派遣チーム研修において講師として指導したものも講師履歴とする。

表 6-2 平成 26 年度から令和 2 年度までに開催された研修一覧
2021 年 3 月 30 日時点

7. 各研修の目的、対象者等

各研修の認定基準の一覧を示す。

区分	研修名	コード	目的	目標	対象者	講義	講義時間	机上演習	実習	実習の内容
基礎	原子力災害医療 基礎研修	101	原子力防災に関する基礎知識、測定器の知識の習得	・放射線の基礎、影響、防護、汚染検査、除染、安定ヨウ素剤、避難退域時検査、避難と屋内退避について理解する。	原子力防災に関わる関係機関の職員	原子力防災体制	30分	なし	なし	なし
						放射線の基礎	30分			
						放射線の影響	30分			
						放射線防護	30分			
						汚染検査・除染	30分			
						安定ヨウ素剤	30分			
						避難退域時検査	30分			
						避難と屋内退避の支援	30分			

区分	研修名	コード	目的	目標	対象者	講義	講義時間	机上演習	実習	実習の内容
専門	原子力災害医療 中核人材研修	201	被ばく・汚染のある 傷病者を医療機関で 対応するために必要 な知識と技能の習得	・医療機関での 受け入れの準備 や初期対応、放 射線障害の診断 と治療、線量評 価、メンタルヘ ルス、放射線管 理要員の役割に ついて理解す る。 ・放射線測定器 の取り扱い、測 定方法、除染の 技能を習得す る。	原子力災害での 被ばく医療に携 わる医療従事 者、医療関係者	医療機関の原子力災 害対策	30 分	次の想定と設問を含む机上演 習を実施すること。 1.原子力災害拠点病院での汚染 を伴う可能性のある傷病者の 受入れに関し、受け入れ準 備、診療手順、被ばく線量評 価について検討する。 2.原子力災害時の住民対応に関 し、医療機関等での受け入れ 準備、多数汚染者への対応に ついて検討する。	放射線測 定器の取 扱い	GM サーベイメーター、NaI シンチレーションサーベ イメーター等の使用方法
						医療機関での初期対 応	30 分		防護装備 着脱	医療機関で使用する PPE の 着脱
						放射線障害の診断と 治療	30 分		医療施設 の養生	医療施設の養生方法
						外部被ばくと内部被 ばくの線量評価	40 分		除染	蛍光剤等を使用した除染
						原子力災害時のメン タルヘルス	40 分		傷病者の 汚染検査	診療時の汚染検査
						放射線管理要員の役 割	30 分		WBC 計測	WBC での計測
						原子力災害事例	30 分		被ばく医 療	受け入れから外来処置終了 までの一連の流れを実施
	原子力災害医療 派遣チーム研修	301	原子力災害医療派遣 チームの活動に必要 な知識と技能の習得		原子力災害医療 派遣チーム要員	原子力災害医療派遣 チームの活動	30 分	次の想定と設問を含む机上演 習を実施すること。 1.原子力災害医療派遣チームの 待機要請があった場合の対応 2.原子力災害医療派遣チームの 派遣要請があった場合の対応 3.原子力災害医療派遣チームを 医療機関等で受け入れる場合 の対応 4.派遣先の原子力災害拠点病院 での活動	被ばく傷 病者対応	除染キットを使用した汚 染・被ばくした傷病者対応
						原子力災害時の救護 所活動	30 分			
						原子力災害時のリス クコミュニケーション	30 分			
	ホールボディ カウンター研修	302	原子力災害医療拠点 病院での被ばく線量 推定、測定を行う人 材の育成		原子力災害拠点 病院の被ばく線 量推定に携わる 職員	線量評価の概念	30 分	なし	内部被ば く線量評 価の計算	演習問題による計算
						体外計測法	30 分			
						バイオアッセイ法	30 分			
						公衆の線量評価	30 分			
	簡易甲状腺計測 研修	303	原子力災害時に相当 数の被験者に対して 甲状腺簡易計測を行 う人材の育成		甲状腺簡易計測 に携わる要員	原子力災害対応	40 分	なし	甲状腺簡 易計測	甲状腺中ヨウ素の測定実習
						甲状腺簡易検査	30 分			

区分	研修名	コード	目的	目標	対象者	講義	講義時間	机上演習	実習	実習の内容
高度専門	高度専門被ばく医療研修	401	高度専門的対応が必要な患者の診療に必要な専門知識の習得		高度被ばく医療支援センターの職員	高度被ばく医療支援センター連携会議等で調整		なし	なし	なし
	講師養成研修	402	専門研修の実習の指導ポイントの習得		専門研修の修了者で、以後講師として活動する者	放射線測定器の取り扱い実習のポイント	20分	なし	なし	なし
						防護装備着脱実習のポイント	10分			
						医療施設養生実習のポイント	10分			
						除染実習のポイント	10分			
						傷病者汚染検査実習のポイント	10分			
						WBC 計測実習のポイント	10分			
						被ばく医療実習のポイント	20分			
	体外計測研修	403	原子力災害拠点病院等での WBC 計測、甲状腺簡易計測での管理、評価、指導ができる人材および高度被ばく医療支援センターでの体外計測による線量評価を実践できる人材の育成		原子力災害時の各地域での線量評価および甲状腺簡易計測の管理者あるいは責任者 高度被ばく医療支援センターの職員	量研機構で作成したテキストを使用	—	演習問題を用いた線量評価の討議	甲状腺簡易計測	高線量 BG での甲状腺簡易計測と評価
	バイオアッセイ研修	404	高度被ばく医療支援センターでのバイオアッセイによる線量評価を実践できる人材の育成		高度被ばく医療支援センターまたは原子力事業所等の職員	バイオアッセイに必要な基礎知識の講義	—	なし	バイオアッセイ	管理区域内でのバイオアッセイの実習
	染色体分析研修	405	原子力災害、放射線事故時に染色体分析による線量評価に協力、支援できる人材の育成		全国の染色体分析の専門技術者	放射線事故災害と被ばく医療	40分	なし	画像診断練習	ギムザ染色法による二動原体分析、FISH 法による転座分析
						被ばく線量推定～染色体分析を中心に～	40分			

8. 運用規程

被ばく医療研修認定委員会の設置について

被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め

被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め(細則)

被ばく医療研修認定委員会の設置について

令和元年12月17日
令01被(規則)第1号
最終改正 令和2年4月1日
令02被(規則)第2号

(目的)

第1条 この規則は、原子力規制庁の原子力施設等防災対策委託費により実施する原子力災害医療研修制度に資するため、高度被ばく医療センターに、被ばく医療研修認定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項について審議することを任務とする。

- (1) 研修及び研修コース認定の基準を定めること
- (2) 受講者の研修修了認定の基準を定めること
- (3) 研修を行う講師の資格を定めること
- (4) 研修主催者から申請される研修を認定すること
- (5) 受講者の研修修了を認定すること
- (6) 標準テキストを承認すること
- (7) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、高度被ばく医療センター長が指名する機構の役職員及び高度被ばく医療センター長が委嘱する機構外有識者をもって構成する。

2 委員長及び委員長代理は、機構の高度被ばく医療センター長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長代理がこれにあたる。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(開催)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が審議しようとする案件について利害関係を有する委員長又は委員は、当該審

議に参加することができない。ただし、委員長が利害関係を有する案件を審議する場合は、第3条第3項の定めに従い、委員長代理が会務を掌理する。

3 委員会は、委員長のほか、委員総数の過半数の出席をもって成立とする。

4 委員会の議事は出席者の総意をもって決する。

5 委員会は、委員長が必要と認める場合は書面により開催することができる。

6 委員会は非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員長、委員長代理、委員及び委員会に携わる者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、高度被ばく医療センター被ばく医療部が行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に係る必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和元年12月17日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日 令02被(規則)第2号)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条の規定にかかわらず、令和2年3月16日に開催された被ばく医療研修認定委員会から適用されたものとみなす。

被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め

(目的)

第1条 この取決めは、「被ばく医療研修認定委員会の設置について（令和2年4月1日令02被（規則）第2号）」第8条に基づき、被ばく医療研修認定委員会（以下、「認定委員会」という。）の業務の運用を定めることを目的とする。

第2条 認定委員会は、全て非公開とする。

(研修の認定基準)

第3条 認定委員会は、次の各号に掲げる研修について別に定める認定基準を定める。

- (1) 基礎研修（原子力災害医療基礎研修）
- (2) 専門研修（原子力災害医療中核人材研修、原子力災害医療派遣チーム研修、ホールボディカウンター研修、簡易甲状腺計測研修）
- (3) 高度専門研修（高度専門被ばく医療研修、講師養成研修、体外計測研修、バイオアッセイ研修、染色体分析研修）

(研修開催機関の申請資格)

第4条 基礎研修として認定を受けようとする研修の開催機関は、次の各号に掲げる全てに該当しなければならない。

- (1) 原子力災害対策重点区域の道府県もしくはこれら道府県から研修開催業務を委託されたものまたは原子力災害拠点病院、**大学**。
- (2) 研修開催責任者を指定すること。
- (3) 受講料は徴取しないこと。
- (4) 研修開催に係る資料を保管し、認定委員会の求めに応じていつでも提出できること。

第5条 専門研修として認定を受けようとする研修の開催機関は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 原子力災害医療中核人材研修、ホールボディカウンター研修、簡易甲状腺計測研修を開催する機関は、高度被ばく医療支援センターであること。
- (2) 原子力災害医療派遣チーム研修を開催する研修機関は、原子力災害医療・総合支援センターもしくは基幹高度被ばく医療支援センターであること。

2 前項に加え、専門研修として認定を受けようとする研修の開催機関は、次の各号に掲げる全てに該当しなければならない。

- (1) 研修開催責任者を指定すること。

- (2) 研修開催に係る資料を保管し、認定委員会の求めに応じていつでも提出できること。

第 6 条 高度専門研修として認定を受けようとする研修の開催機関は、次の各号に掲げる全てに該当しなければならない。

- (1) 基幹高度被ばく医療支援センターであること。
- (2) 研修開催責任者を指定すること。
- (3) 研修開催に係る資料を保管し、認定委員会の求めに応じていつでも提出できること

(研修の認定手続き)

第 7 条 研修の認定を受けようとする開催機関は、研修毎に次の各号に掲げる書類を、認定委員会に申請しなければならない。詳細は別に定める。

- (1) 申請書
- (2) 研修プログラムおよび実習、机上演習の内容が分かる資料
- (3) 講師リスト
- (4) 認定委員会が承認する標準テキスト以外の追加テキストを使用する場合は当該追加テキスト
- (5) オンラインで研修を実施する場合、オンラインの形式及び講義ごとの受講者の出欠確認方法を申請書に追記すること。オンライン研修としてはライブ配信による研修のみを認定する。

2 認定委員会は、前項の申請を前 4 条に照らし認定し、研修開催機関に対し別に定める研修認定結果通知書を交付する。

(研修の認定申請期日)

第 8 条 認定委員会は、研修の認定を原則として年 3 回実施し、研修認定申請の期日は、毎年度当初に公示する。ただし、研修開催機関の研修準備の都合上、不定期に申請を受け付けることを妨げない。

(受講者の募集)

第 9 条 研修開催機関は、認定委員会による研修の認定日以降に、被ばく医療研修管理システム（以下、「管理システム」という。）に研修情報を登録し、受講者の募集を開始する。

(研修受講の応募)

第 10 条 研修の受講を申し込む者は、管理システムにユーザー登録し、開催予定研修情報

にアクセスし、研修受講の申し込みを行う。

(研修の受講資格)

第11条 認定委員会が認定する研修を受講する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 基礎研修を受講する者は、原子力災害医療、被ばく医療に関連する業務等を行う者とする。
- (2) 専門研修のうち、原子力災害医療中核人材研修を受講する者は、基礎研修を修了した者とする。
- (3) 専門研修のうち、原子力災害医療派遣チーム研修、ホールボディカウンター研修、簡易甲状腺計測研修を受講する者は、原子力災害医療中核人材研修を修了した者とする。ただし、簡易甲状腺計測研修を受講する者は、基礎研修を修了した者でもよい。
- (4) 高度専門研修のうち、高度専門被ばく医療研修を受講する者は原子力災害医療派遣チーム研修を、体外計測研修を受講する者はホールボディカウンター研修を、講師養成研修を受講する者は原子力災害医療派遣チーム研修もしくはホールボディカウンター研修を、それぞれ修了した者とする。ただし、講師養成研修を受講する者は、原子力災害医療中核人材研修を修了した者でもよい。

(受講者の決定)

第12条 研修開催機関は、前条の資格を満たす受講申込者のうちから受講者を決定し、管理システムにて申し込み状況を「受講決定」または「受講不可」へステータス変更を行う。

(研修の修了手続き)

第13条 研修実施後、研修開催機関は別に定める修了基準を満たす受講者情報を含む実施報告を認定委員会に申請する。

- 2 認定委員会は、前項の申請に基づき研修修了を認定し、研修開催機関に対し別に定める修了認定結果通知書を交付する。
- 3 研修開催機関は、前項の通知に従い、管理システムにて「受講決定」者を「受講修了」または「受講未了」へステータス変更し、「受講修了」者に修了証番号を割り当てた上で、「研修完了」の登録を行う。

(修了証書の発行)

第14条 前条による登録の後管理システムにて、研修開催機関は別に定める様式の修了証書を印刷することができ、また研修修了者はその写しを印刷することができる。

(研修修了者の認定期間)

第15条 研修修了者の認定期間は3年とし、3年毎に申請により認定を更新する。資格の更新の条件および手続きは、別に定める。

(規則の改正)

第16条 この取決めは、認定委員会委員長が認定委員会に諮って改正することができる。

[附則]

(施行期日等)

1 この取決めは令和3年3月2日から施行し、令和3年4月1日以降に開催される研修に適用する。

(研修情報登録開始日の例外)

2 第9条の規定に限らず令和2年度内に募集を開始する基礎研修に関しては事務局が申請を受け付けた日以後に管理システムに研修情報を登録し、受講者の募集を開始してもよい。

(認定研修修了者の認定期間の例外)

3 第15条の規定に限らず、平成26年度以降令和2年度までに開催された研修（基礎、中核人材、派遣チーム）の修了者は、一律認定期間を令和5年度末までとする。

被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め(細則)

第1条 この細則は、「被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め」の施行について必要事項を定める。

第2条 研修開催機関が提出する認定申請の書類は様式1～2のとおりとする。

(研修認定基準)

第3条 基礎研修における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を講義すること。
 1. 原子力防災体制
 2. 放射線の基礎
 3. 放射線の影響
 4. 放射線防護
 5. 汚染検査・除染
 6. 安定ヨウ素剤
 7. 避難退域時検査
 8. 避難と屋内退避の支援
- (2) 前項に掲げる講義は、被ばく医療研修認定委員会（以下、「認定委員会」という。）が承認する標準テキストを用いること。
- (3) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、承認を得ること。
- (4) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。また、研修開催場所で受講者の受講を確認すること。オンラインの場合は講義ごとに受講者の出欠を確認すること。
- (5) 各講義の講師は、原子力災害医療に関する研修の講師経験がある者、または原子力災害医療中核人材研修修了者であること。

第4条 専門研修（原子力災害医療中核人材研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を講義すること。
 1. 医療機関の原子力災害対策
 2. 医療機関での初期対応
 3. 放射線障害の診断と治療
 4. 外部被ばくと内部被ばくの線量評価
 5. 原子力災害時のメンタルヘルス

6. 放射線管理要員の役割
 7. 原子力災害時例
- (2) 次のすべての項目を実習すること。
1. 放射線測定器の取り扱い
 2. ホールボディカウンターによる計測
 3. 防護装備着脱
 4. 医療施設の養生
 5. 除染（蛍光剤を使用しても良い）
 6. 傷病者の汚染検査
 7. 被ばく・汚染傷病者対応
- (3) 次の想定と設問を含む机上演習を実施すること。
1. 原子力災害拠点病院での汚染を伴う可能性のある傷病者の受入れに関し、受け入れ準備、診療手順、被ばく線量評価について検討する。
 2. 原子力災害時の住民対応に関し、医療機関等での受け入れ準備、多数汚染者への対応について検討する。
- (4) 前項に掲げる講義は、認定委員会が承認する標準テキストを用いること。
- (5) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、承認を得ること。
- (6) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (7) 各講義の講師は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (8) 実習および机上演習の講師は、原子力災害医療中核人材において実習および机上演習の指導経験がある者が最低1名は配置されること。
- (9) 基幹高度被ばく医療支援センターが作成する問題から、講義項目毎に1問以上、合計20問以上のポストテストを実施すること。

第5条 専門研修（原子力災害医療派遣チーム研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を講義すること。
 1. 原子力災害医療派遣チームの活動
 2. 原子力災害時の救護所活動
 3. 原子力災害時のリスクミ
- (2) 次のすべての項目を実習すること。
 1. 除染キットを使用した汚染・被ばくした傷病者対応
- (3) 次の想定と設問を含む机上演習を実施すること。
 1. 原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの待機要請があった場合の対応

2. 原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの派遣要請があった場合の対応
 3. 原子力災害医療派遣チームを医療機関等で受け入れる場合の対応
 4. 派遣先の原子力災害拠点病院での活動
- (4) 前項に掲げる講義は、認定委員会が承認する標準テキストを用いること。
 - (5) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、承認を得ること。
 - (6) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
 - (7) 各講義の講師は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
 - (8) 実習および机上演習の講師は、原子力災害医療中核人材において実習および机上演習の指導経験がある者が最低1名は配置されること。

(修了基準)

第6条 基礎研修の修了基準を次の各号の通り定める。

- (1) すべての講義を聴講すること。
- (2) 講義の聴講が複数の研修にまたがった場合は、受講者は研修開催機関から聴講した講義の参加証明を受領すること。

第7条 専門研修（原子力災害医療中核人材研修）の修了基準を次の各号の通り定める。

- (1) 5つ以上の講義およびすべての実習と机上演習を受講すること。
- (2) ポストテストの正答率が80%以上であること。

第8条 専門研修（原子力災害医療派遣チーム研修）の修了基準を次の各号の通り定める。

- (1) 2つ以上の講義およびすべての実習と机上演習を受講すること。

(研修認定結果通知)

第9条 研修認定時に認定委員会が開催機関に交付する研修認定結果通知書は様式3のとおりとする。

(実施報告)

第10条 研修実施後開催機関が認定委員会に提出する実施報告書は様式4のとおりとする。

(修了認定結果通知)

第11条 認定委員会が開催機関に交付する修了認定結果通知書は様式5のとおりとする。

(修了証書)

第 12 条 修了証書は様式 6 のとおりとする。

(標準テキスト)

第 13 条 認定委員会が承認する標準テキストは次の各号に定めたものとする。

- (1) 放射線安全規制研究戦略的推進事業費（包括的被ばく医療の体制構築に関する調査研究）事業での成果物
- (2) 前号の標準テキストを原子力規制庁の委託事業等で修正、改訂したもの
- (3) 研修開催機関が新規に作成し、別に定める標準テキストワーキンググループの審査を経て、認定委員会が承認したもの

(研修修了者の認定資格の更新の条件および手続き)

第 14 条 修了証書の有効期限は発行日の 3 年後の年度末とし、各研修の更新の手続きを次の各号のとおり定める。

- (1) 基礎研修については、修了証有効期限内に中核人材研修を受講または原子力災害医療基礎研修を再受講
- (2) 中核人材研修については、修了証有効期限内に別の専門研修を受講または原子力災害医療中核人材研修を再受講
- (3) 派遣チーム研修、ホールボディカウンター研修及び簡易甲状腺計測研修については、修了証有効期限内に高度専門研修を受講または専門研修のいずれかを再受講
- (4) 高度専門被ばく医療研修、講師養成研修、体外計測研修については、修了証有効期限内に高度専門研修を再受講または講師登録

(規則の改正)

第 15 条 この細則は、認定委員会委員長が認定委員会に諮って改正することができる。

[附則]

(施行期日)

1 この細則は令和 2 年 12 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降に開催される研修に適用する。

別添様式集

- 様式 1 - 1 申請書（原子力災害医療基礎研修）
- 様式 1 - 2 申請書（原子力災害医療中核人材研修）
- 様式 1 - 3 申請書（原子力災害医療派遣チーム研修）
- 様式 2 講師リスト
- 様式 3 研修認定結果通知書
- 様式 4 - 1 実施報告書（原子力災害医療基礎研修）
- 様式 4 - 2 実施報告書（原子力災害医療中核人材研修）
- 様式 4 - 3 実施報告書（原子力災害医療派遣チーム研修）
- 様式 5 修了認定結果通知書
- 様式 6 修了証書様式

9. 各種様式

様式1－1 原子力災害医療基礎研修 申請書

様式1－2 原子力災害医療中核人材研修 申請書

様式1－3 原子力災害医療派遣チーム研修 申請書

様式2 講師リスト

様式3 研修認定結果通知書

様式4－1 原子力災害医療基礎研修 実施報告書

様式4－2 原子力災害医療中核人材研修 実施報告書

様式4－3 原子力災害医療派遣チーム研修 実施報告書

様式5 修了認定結果通知書

様式6 修了証書

申請書

原子力災害医療基礎研修 区分：基礎

コースコード：101

申請日：令和 年 月 日

実施機関	機関名		
	住所		
	連絡先（担当者氏名・所属・電話・メールアドレス）		
	機関種別	☐ 原子力災害拠点病院 ☐ 原子力災害医療協力機関 ☐ 都道府県 ☐ 市町村 ☐ その他（ ）	
開催年度			
開催研修名 （○年度第1回○○研修など）		（委託元：_____） 委託された研修の場合記載して下さい	
開催場所（オンラインの場合は形式及び出欠確認方法）			
研修期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
募集人員			
受講料の有無		あり/なし	
講義名※1	標準テキスト以外の追加テキストの有無※2	講師氏名※3	
1. 原子力防災体制	あり/なし		
2. 放射線の基礎	あり/なし		
3. 放射線の影響	あり/なし		
4. 放射線防護	あり/なし		
5. 汚染検査・除染	あり/なし		
6. 安定ヨウ素剤	あり/なし		
7. 避難退域時検査	あり/なし		
8. 避難と屋内退避の支援	あり/なし		
研修開催責任者所属・氏名※3			

認定委員会使用欄

研修認定日 令和 年 月 日 研修被ばく医療研修認定委員会

※1 時間配分に分かるプログラム案等を申請書に添付して下さい。

※2 どちらかに○をお付け下さい。追加テキスト使用の場合は当該テキストを提出して下さい。

※3 「被ばく医療研修管理システム」の受講者アカウントをお持ちの方（過去の「被ばく医療研修認定委員会」で講師認定済みの方を含む）以外は、様式②の講師リストにも所要事項記載の上、提出して下さい。

申請書

原子力災害医療中核人材研修

区分：専門

コースコード：201

申請日：令和 年 月 日

実施機関	機関名		
	住所		
	連絡先(担当者氏名・所属・ 電話・メールアドレス)		
	機関種別		
開催年度			
開催研修名 (○年度第 1 回○○研修など)			
開催場所			
研修期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
募集人員			
講義名※1		標準テキスト※2	講師氏名※3
1. 医療機関の原子力災害対策		あり/なし	
2. 医療機関での初期対応		あり/なし	
3. 放射線障害の診断と治療		あり/なし	
4. 外部被ばくと内部被ばくの線量評価		あり/なし	
5. 原子力災害時のメンタルヘルス		あり/なし	
6. 放射線管理要員の役割		あり/なし	
7. 原子力災害事例		あり/なし	
実習 1※4 放射線測定器の取り扱い			
実習 2※4 ホールボディカウンターによる計測			
実習 3※4 防護装備着脱			
実習 4※4 医療施設の養生			
実習 5※4 除染(蛍光剤を使用しても良い)			
実習 6※4 傷病者の汚染検査			
実習 7※4 被ばく・汚染傷病者対応			
机上演習※4			
研修開催責任者所属・氏名※3			
認定委員会使用欄			
研修認定日 令和 年 月 日 研修被ばく医療研修認定委員会			

※1 時間配分に分かるプログラム案等を申請書に添付して下さい。

※2 どちらかに○をお付け下さい。追加テキスト使用の場合は当該テキストを提出して下さい。

※3 「被ばく医療研修管理システム」の受講者アカウントをお持ちの方(過去の「被ばく医療研修認定委員会」で講師認定済みの方を含む)以外は、様式②の講師リストにも所要事項記載の上、提出して下さい。

※4 実習、演習の講師は代表者 1 名を申請して下さい。また、実施内容の分かる資料を申請書に添付して下さい。

申請書

原子力災害医療派遣チーム研修

区分：専門

コースコード：301

申請日：令和 年 月 日

実施機関	機関名			
	住所			
	連絡先（担当者氏名・所属・電話・メールアドレス）			
	機関種別			
開催年度				
開催研修名 （○年度第 1 回○○研修など）				
開催場所				
研修期間		年 月 日 ～ 年 月 日		
募集人員				
講義名※1		標準テキスト※2	講師氏名※3	
1. 原子力災害医療派遣チーム		あり/なし		
2. 原子力災害医療派遣チームの活動		あり/なし		
3. 原子力災害時のリスクコミュニケーション		あり/なし		
実習※4 除染キットを使用した汚染・被ばくした傷病者対応				
机上演習※4				
研修開催責任者所属・氏名※3				
認定委員会使用欄				
研修認定日 令和 年 月 日 研修被ばく医療研修認定委員会				

※1 時間配分の分かるプログラム案等を申請書に添付して下さい。

※2 どちらかに○をお付け下さい。追加テキスト使用の場合は当該テキストを提出して下さい。

※3 「被ばく医療研修管理システム」の受講者アカウントをお持ちの方（過去の「被ばく医療研修認定委員会」で講師認定済みの方を含む）以外は、様式②の講師リストにも所要事項記載の上、提出して下さい。

※4 実習の講師は代表者 1 名を申請して下さい。実施内容の分かる資料を申請書に添付して下さい。

(様式2)

講師リスト(※)

(記入例)

氏名	ヨミガナ	希望アカウント名 (50字以内の任意の 半角英数字)	性別	生年月日	メールアドレス	所属機関・部署	職種 (医師／看護師／診療 放射線技師／その他)	原子力災害医療に関 する研修受講履歴	講師履歴	保有資格
量研 太郎	リョウケン タロウ	RyoTa1234	男	1985 年 2 月 1 日	ryoken.taro@qst.go.jp	量子科学技術研究 開発機構・高度被 ばく医療センター	その他(技術職)	〇〇年度第2回派遣 研修 △△年度 WBC 研修	□□年度第1回中核人材 研修「原子力災害事例」 及び「実習」	臨床細胞 遺伝学認 定士

(※) 過去に「被ばく医療研修認定委員会」で講師認定を受けている方、また既に「被ばく医療研修管理システム」の受講者アカウントをお持ちの方は、本講師リストへ記載頂く必要はありません。

(様式3)

令和 年 月 日

研修認定結果通知書

実施機関名

研修開催責任者 ○○ ○○ 殿

研修認定依頼のあった件についての審査結果を下記の通り通知いたします。

記

実施機関	機関名	
	所在都道府県	
	機関種別	
	住所	
開催年度		
開催研修名		
審査結果		☐ 認定 ☐ 修正の上で認定 ☐ 却下
「認定」以外の場合の理由等		
備考		

被ばく医療研修認定委員会

実施報告書

原子力災害医療基礎研修 区分：基礎

コースコード：101

報告申請日：令和 年 月 日

記載方法：研修認定申請書から変更した箇所には下線を引いて下さい。変更のない場合は認定申請書と同じ記載にして下さい。

実施機関	機関名		
	住所		
	連絡先（担当者氏名・所属・電話・メールアドレス）		
	機関種別	☐ 原子力災害拠点病院 ☐ 都道府県 ☐ その他（ ）	☐ 原子力災害医療協力機関 ☐ 市町村
開催年度			
開催研修名 （○年度第1回○○研修など）		（委託元：_____） 委託された研修の場合記載して下さい	
開催場所（オンラインの場合は形式及び出欠確認方法）			
研修期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
受講者数（修了者については次頁に記載）			
受講料の有無		あり/なし	
講義名※1	標準テキスト以外の追加テキストの有無※2	講師氏名※3	
1. 原子力防災体制	あり/なし		
2. 放射線の基礎	あり/なし		
3. 放射線の影響	あり/なし		
4. 放射線防護	あり/なし		
5. 汚染検査・除染	あり/なし		
6. 安定ヨウ素剤	あり/なし		
7. 避難退域時検査	あり/なし		
8. 避難と屋内退避の支援	あり/なし		
研修開催責任者所属・氏名※3			

※1 プログラムを研修認定時から変更した場合、変更後のプログラムを提出して下さい。

※2 研修認定時から使用テキストを追加・変更した場合は当該テキストを提出して下さい。

※3 研修認定時から講師等を変更した場合、当該講師等について、「被ばく医療研修管理システム」の受講者アカウントをお持ちでない（過去の「被ばく医療研修認定委員会」で講師認定を受けたことのない）ときは、様式②の講師リストにも所要事項記載の上、提出して下さい。

※4 研修認定時から実施内容を追加・変更した場合はその内容の分かる資料を添付して下さい。

修了者名簿

(受講者のうち、修了基準を満たした方の氏名を記載してください。)

	氏 名		氏 名
1		16	
2		17	
3		18	
4		19	
5		20	
6		21	
7		22	
8		23	
9		24	
10		25	
11		26	
12		27	
13		28	
14		29	
15		30	

実施報告書

原子力災害医療中核人材研修

区分：専門

コースコード：201

報告申請日：令和 年 月 日

記載方法：研修認定申請書から変更した箇所には下線を引いて下さい。変更のない場合は認定申請書と同じ記載にして下さい。

実施機関	機関名		
	住所		
	連絡先（担当者氏名・所属・電話・メールアドレス）		
	機関種別		
開催年度			
開催研修名（○年度第1回○○研修など）			
開催場所			
研修期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
受講者数（修了者については次頁に記載）			
講義名※1		標準テキスト※2	講師氏名※3
1. 医療機関の原子力災害対策		あり/なし	
2. 医療機関での初期対応		あり/なし	
3. 放射線障害の診断と治療		あり/なし	
4. 外部被ばくと内部被ばくの線量評価		あり/なし	
5. 原子力災害時のメンタルヘルス		あり/なし	
6. 放射線管理要員の役割		あり/なし	
7. 原子力災害事例		あり/なし	
実習1※4 放射線測定器の取り扱い			
実習2※4 ホールボディカウンターによる計測			
実習3※4 防護装備着脱			
実習4※4 医療施設の養生			
実習5※4 除染（蛍光剤を使用しても良い）			
実習6※4 傷病者の汚染検査			
実習7※4 被ばく・汚染傷病者対応			
机上演習※4			
研修開催責任者所属・氏名※3			

※1 プログラムを研修認定時から変更した場合、変更後のプログラムを提出して下さい。

※2 研修認定時から使用テキストを追加・変更した場合は当該テキストを提出して下さい。

※3 研修認定時から講師等を変更した場合、当該講師等について、「被ばく医療研修管理システム」の受講者アカウントをお持ちでない（過去の「被ばく医療研修認定委員会」で講師認定を受けたことのない）ときは、様式②の講師リストにも所要事項記載の上、提出して下さい。

※4 研修認定時から実施内容を追加・変更した場合はその内容の分かる資料を添付して下さい。

修了者名簿

(受講者のうち、修了基準を満たした方の氏名を記載してください。)

	氏 名		氏 名
1		16	
2		17	
3		18	
4		19	
5		20	
6		21	
7		22	
8		23	
9		24	
10		25	
11		26	
12		27	
13		28	
14		29	
15		30	

実施報告書

原子力災害医療派遣チーム研修

区分：専門

コースコード：301

報告申請日：令和 年 月 日

記載方法：研修認定申請書から変更した箇所には下線を引いて下さい。変更のない場合は認定申請書と同じ記載にして下さい。

実施機関	機関名			
	住所			
	連絡先(担当者氏名・所属・電話・メールアドレス)			
	機関種別			
開催年度				
開催研修名 (○年度第1回○○研修など)				
開催場所				
研修期間		年 月 日 ～ 年 月 日		
受講者数(修了者については次頁に記載)				
講義名※1		標準テキスト※2	講師氏名※3	
1. 原子力災害医療派遣チームの活動		あり/なし		
2. 原子力災害時の救護所活動		あり/なし		
3. 原子力災害時のリスクコミュニケーション		あり/なし		
実習※4				
机上演習※4				
研修開催責任者所属・氏名※3				

※1 プログラムを研修認定時から変更した場合、変更後のプログラムを提出して下さい。

※2 研修認定時から使用テキストを追加・変更した場合は当該テキストを提出して下さい。

※3 研修認定時から講師等を変更した場合、当該講師等について、「被ばく医療研修管理システム」の受講者アカウントをお持ちでない(過去の「被ばく医療研修認定委員会」で講師認定を受けたことのない)ときは、様式②の講師リストにも所要事項記載の上、提出して下さい。

※4 研修認定時から実施内容を追加・変更した場合はその内容の分かる資料を添付して下さい。

修了者名簿

(受講者のうち、修了基準を満たした方の氏名を記載してください。)

	氏 名		氏 名
1		16	
2		17	
3		18	
4		19	
5		20	
6		21	
7		22	
8		23	
9		24	
10		25	
11		26	
12		27	
13		28	
14		29	
15		30	

令和 年 月 日

修了認定結果通知書

実施機関名

研修開催責任者 ○○ ○○ 殿

実施報告申請のあった件についての審査結果を下記の通り通知いたします。

記

実施機関	機関名			
	所在都道府県			
	機関種別			
	住所			
開催年度				
開催研修名				
審査結果		☐ 認定 ☐ 修正の上で認定 ☐ 却下		
「認定」以外の場合の理由等				
修了者氏名※)		修了証番号	修了者氏名※)	修了証番号
備考				

※) 実施機関において、管理システムにて修了者の申し込み状況を「受講修了」へステータス変更、修了証番号を割り当てた上で「研修完了」登録をお願いいたします。以降、修了証書の印刷が可能です。

被ばく医療研修認定委員会

修了証書の様式について

従来、原子力災害医療に係る研修を修了した受講者には、各研修を開催した機関の責任者名により修了証書を授与していたが、令和 3 年度からの新研修体系への移行に合わせ、以下の様式に統一することとする。

1. 修了証書発行名義

被ばく医療研修認定委員会が、各研修と受講者の修了を予め設定した基準に照らして認定し、その質を担保する責任を有することから、修了証書の発行は同委員会名義とする。

2. 修了証書番号の採番

修了証書に付される修了者毎の番号は、以下の表記例に従い 12 桁で採番することとする。

(表記例)

第 1 1 2 2 0 1 2 0 0 0 0 1

支援センター等 種別 (1 桁)	研修開催地の都道府県 (2 桁)	研修コース種別 (3 桁)	開催年度 (西 暦下 2 桁)	年度毎の 通し番号 (4 桁)
1: 基幹支援センター 2: 高度支援センター 3: 総合支援センター 4: 拠点病院 5: 道府県 6: 市町村 7: その他	01: 北海道 22: 静岡県 02: 青森県 25: 滋賀県 04: 宮城県 26: 京都府 07: 福島県 27: 大阪府 08: 茨城県 31: 鳥取県 12: 千葉県 32: 島根県 13: 東京都 33: 岡山県 14: 神奈川県 35: 山口県 15: 新潟県 38: 愛媛県 16: 富山県 40: 福岡県 17: 石川県 41: 佐賀県 18: 福井県 42: 長崎県 21: 岐阜県 46: 鹿児島県 (総務省の都道府県コード)	101: 原子力災害医療基礎 201: 原子力災害医療中核人材 301: 原子力災害医療派遣チーム 302: ホールボディカウンター(WBC) 303: 甲状腺簡易計測 401: 高度専門被ばく医療 402: 講師養成 403: 対外計測 404: バイオアッセイ 405: 染色体分析	20: 2020 年度 21: 2021 年度 22: 2022 年度 . . .	修了認定順の研修毎に 修了者の番号を割り当 てる。 (例) ①A 研修 (修了者 20 名) 0001~0020 ②B 研修 (修了者 48 名) 0021~0068 ③C 研修 (修了者 12 名) 0069~0080

3. 修了証書の記載項目

上記のほか、修了証書に記載される項目は「研修名」「開催日」「開催機関」「開催場所」とする。(別紙参照)

第 112201200001

修了証書

量研 太郎 殿

あなたは下記の研修を修了しましたのでこれを
証します

研 修 名 第〇回原子力災害医療中核人材研修

開 催 日 令和〇年〇月〇日－〇月〇日

開催機関 量子科学技術研究開発機構

開催場所 千葉県 千葉市

令和〇年〇月〇日

被ばく医療研修認定委員会



(被ばく医療研修認定委員会は原子力規制庁補助事業により運営されています)

10. まとめと次年度の展望

令和3年度から新しい研修体系で原子力災害時の医療に関する研修を実施できるように、研修制度を設計し、運用方法、研修の認定基準、修了基準、講師資格、各種様式を決定した。平成31年度から令和2年度では、特に原子力災害医療基礎研修、原子力災害医療中核人材研修、原子力災害医療派遣チーム研修について重点的に議論し、必要項目を決定、標準テキストを承認した。

研修制度により修了証の有効期限を設定し、基礎から専門研修、高度専門研修にステップアップすることとしているが、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（原子力規制庁 平成30年7月25日全部改正）で示されている教育研修との整合性も必要である。このため、施設要件の見直しについても認定委員会から提案することも検討している。

次年度以降は、原子力災害医療基礎研修、原子力災害医療中核人材研修、原子力災害医療派遣チーム研修以外の研修について、認定基準、修了基準、講師資格、様式を再度議論し、決定する必要がある。また、標準テキストについても、本格的な使用により見出された課題や意見を反映させた修正案が、量研機構に設置されるテキスト等の作業部会より提案される予定である。

実習、机上演習については、量研機構で実施した研修のウェブ配信以外では、それぞれの項目や実施内容の確認ができていない。研修の質の担保、確認のため、認定委員会の委員による確認も来年度の活動とする。

オンラインによる研修についても、原子力災害医療基礎研修のライブ配信以外のオンライン研修の方法、認定基準についても、検討、議論の予定である。